

4. 下水道が使えるまで

① 地元説明会(事業説明会、工事説明会)

下水道事業の概要や下水道工事の内容について事前に説明します。

② 下水道管きょの工事

下水道本管の設置工事を行います。

③ 「公共ます設置承諾書」の提出

公共ますの宅地内への設置に関する承諾書を配付します。
必要事項を記入のうえ、提出していただきます。

④ 公共ます設置の工事

設置場所の確認を行ったうえで、公共ますを設置する工事を行います。

⑤ 供用開始の告示(下水道が使えるようになります。)

⑥ 受益者負担金の納付が始まります。
(P4~8参照)

⑦ 宅地内の排水設備工事を行ってください。
(P9~10参照)